

議案第118号

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成26年大阪市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「法第2条第9号の2」を「同項第1号イ」に改める。

(大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成26年大阪市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「法第2条第9号の2」を「同項第1号イ」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、建蔽率の制限を受けない建築物の範囲を改めるため、大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び大

阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建蔽率の最高限度）

第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合は、10分の8（法第53条第3項第2号に掲げる建築物にあつては10分の9）を超えてはならない。ただし、耐火

火建築物（法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）については、こ
火建築物等 同項第1号イ 耐火建築物等

の限りでない。

大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建蔽率の最高限度）

第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合は、10分の8（法第53条第3項第2号に掲げる建築物にあつては10分の9）を超えてはならない。ただし、耐火

火建築物（法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）については、こ
火建築物等 同項第1号イ 耐火建築物等

の限りでない。